

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年8月3日
大 阪 府

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び
測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて**

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等について、令和3年7月30日に国において緊急事態宣言がなされ、令和3年8月2日から本府がその対象地域となりました。これを受け建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る取扱いについて、国の取組みと同様とし、令和2年4月9日付け、令和2年4月24日付け及び令和3年1月14日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて」（別紙）により対応いたしますのでお知らせします。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線 5375）

(別紙)

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年4月9日
大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、国において緊急事態宣言がなされ、本府がその対象地域となったことから、大阪府緊急事態措置を策定したところです。これをうけ建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る取扱いについて、国の取組みと同様に下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

なお、令和2年2月28日付け「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の一時中止措置等について」、及び令和2年3月12日付け「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の一時中止措置等の延長について」は廃止します。

記

1 施工中の建設工事等の取扱いについて

(1) 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等について

ア 建設工事等の今後の対応について、受注者からの申し出があった場合は、受発注者間で協議を行います。

イ この協議の結果、受注者から建設工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき建設工事等の一時中止等や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行います。

ウ 一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額、業務委託料等の変更又は工期、履行期間の延長を行うなど、適切に対応します。

エ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な建設工事等や災害復旧等の府民の生命・財産の保護のため緊急かつ必要な建設工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととします。

(2) 建設工事等の実施にあたっての感染拡大防止対策の徹底について

- ア 建設工事等の実施にあたっては、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適時確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととします。
- イ この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・建設コンサルタント等業務においては極力テレワーク等を実施してください。
- ウ 施工中の工事の現場等においては、現場状況を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の徹底を図ってください。
- エ 施工中の建設工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに発注者に報告し、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機など、適切な措置を講じてください。

2 入札等手続中及び今後公告する建設工事等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、建設工事等の手続きについては、以下のとおりとします。

(1) 入札等の手続きについて

建設工事等の競争参加資格や総合評価入札等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところですが、入札手続中及び今後公告する建設工事等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、適時柔軟な対応を行うこととします。

(2) 適切な設計金額及び発注スケジュールの見直しについて

設計金額については、資材の価格、人件費等の経費が新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている場合は、最新の実勢価格等を考慮した積算とします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、資材等の調達や技術者、従事者の確保等が困難になるなどが予想されるため、発注スケジュールはこれらを考慮して行います。

(3) ヒアリング等の実施について

今後公告する案件については、原則ヒアリングは実施しないこととします。

ヒアリングの実施が必要な場合や紙入札、大阪府建設工事総合評価等審査会等を実施する場合は、以下の対応とします。

- ア 5月7日以降にヒアリング、紙入札、大阪府建設工事総合評価等審査会等（以下「ヒアリング等」という。）を延期できるものは、実施を延期する。
- イ ヒアリング等を実施する必要がある場合は、電話やメールなどにより対面でない方法で実施を検討する。
- ウ イの方法によることができず対面でヒアリング等を実施する場合は、最少人数で実施するよう出席者の調整を行い、風通しの悪い空間や至近距離で会

話す環境での実施を避け、マスクを着用する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年4月24日
大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の対応については、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて」でお知らせしたところですが、これにつきまして、国土交通省から工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底についての通知があり、これを受け、下記のとおり国土交通省と同様の取扱いとしましたのでお知らせいたします。

記

1 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月9日付けお知らせに基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底します。

2 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合において、受注者からの申し出があった場合は、受発注者間で設計変更の協議を行います。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行います。

なお、設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用の例示は以下のとおりです。また、以下の例示のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げません。

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とします。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、積算における一般管理費等率による計算の対象外とします。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年1月14日
大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、国において、再度、緊急事態宣言がなされ、本府がその対象地域となりました。これをうけ建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る取扱いについて、国の取組みと同様とし、引き続き令和2年4月9日付け及び令和2年4月24日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び建設・測量コンサルタント等業務にかかる取扱いについて」（別紙）により対応いたしますのでお知らせします。

なお、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事及び建設・測量コンサルタント等業務にかかる取扱いについて」の2（3）ア中、「5月7日以降」を「緊急事態措置期間経過後」に読み替えることとします。